

山梨県公報

第千六百十号

平成十七年

十月十三日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(二件).....	六八七
道路の区域変更(三件).....	六八七
道路の供用開始(二件).....	六八八
急傾斜地崩壊危険区域の指定(五件).....	六八九
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し.....	六九一

公告

平成十七年度山梨県准看護師試験の実施.....	六九一
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十六件).....	六九一
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	六九五

告示

山梨県告示第五百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
南巨摩郡早川町千須和字栗尾八七七、字宮城一四三三、一五一九
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字栗尾八七七・字宮城一五一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)(一四三三)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 保安林の所在場所
上野原市上野原字池ノ平九三九〇・九四〇八・字秋ヶ沢九四二九の一・九四二九の二・九四三二の一・九四三二の二・字すか沢九四六六・九四六七・九五〇七(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
干害の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第五百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩

山建設部において、この告示の日から平成十七年十一月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
塩山市大字上粟生野字道泉九六二番の五地 先から 塩山市大字上粟生野字道泉九六〇番の一地 先まで	一〇・〇	一〇・〇	二二・〇	五五・〇
	一〇・〇	二二・五		

山梨県告示第五百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年十一月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字夜子沢字日向六五二番 地先から 南巨摩郡身延町大字夜子沢字日向六五二番 地先まで	七・八	八・一	二二・五	一七・〇
	一〇・七	一〇・七		

山梨県告示第五百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年十一月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 日向宿線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡南部町大字万沢字日向二七八三番の二地先から 南巨摩郡南部町大字万沢字日向二七七四番の一地先まで	一五・六	七・四	一一・六	一八・八
	二二・二	二二・二		

山梨県告示第五百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年十一月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	栗合成田線	笛吹市大字御坂町成田字西条一 一―二番の三地先から 笛吹市大字御坂町成田字西条一 二―九番の一地先まで	八五・三	平成十七年 十月十五日

山梨県告示第五百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	栃代常葉線	南巨摩郡身延町大字杉山字森三五六番の一地先から南巨摩郡身延町大字杉山字森三六九番の一地先まで	六八・五	平成十七年十一月十三日

山梨県告示第五百三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道	急傾斜地崩壊危険区域				
	標柱番号	郡市町村	大字	字	地番
四十三	南巨摩郡	身延町	同	和田前	一六七
四十四	同	同	同	西ノ上	三二八

平成八年山梨県告示第百十二号中の標柱十一号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号四十三号の標柱を結んだ線、標柱番号四十三号と標柱番号四十四号の標柱を結んだ線、標柱番号四十四号の標柱と同告示中の標柱十二号を結んだ線及び同標柱と同告示中の標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域

山梨県告示第五百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域	早川				
	標柱番号	郡市町村	大字	字	地番
一	南巨摩郡	早川町	早川	居村 奥峯	九八六 五九四 同 同 五九七 五九九 九四〇 九五四 九五八 九五七 九七三

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一から標柱番号十一号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十一号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

山梨県告示第五百三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土木部砂防課及び峡南地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

急傾斜地崩壊危険区域	早川				
	標柱番号	郡市町村	大字	字	地番
一	南巨摩郡	身延町	梅平	龍ヶ鼻	三九八 三九六 同 三九八 三九三 同

次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一から標柱番号十五号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十五号と標柱番号一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域

二十一	同	同	同	二二三〇八
二十二	同	同	同	二二三三六

山梨県告示第五百三十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年十月十三日

山梨県総合県税事務所長 新藤 康 二

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
田辺利政	山梨県塩山市下小田原五六二番地の一	平成十七年九月三十日
山本博政	山梨県南巨摩郡南部町福士二七〇〇番地の二	

公 告

● 平成十七年度山梨県准看護師試験の実施
 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成十七年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 試験日時
平成十八年二月二十六日（日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所
甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学 池田キャンパス
- 三 試験方法
筆記試験
- 四 試験科目
保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目
- 五 受験資格
保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

六 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 受験資格を有することを証明する書類
- 4 写真（出願前六月以内に脱帽のうえ正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
- 七 受験手数料
六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）
- 八 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。
受験願書の配布場所及び期間
平成十七年十二月一日（木）から平成十八年一月二十日（金）までの山梨県の休日
を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県福祉保健部医務課看護担当（甲府市丸の内一丁目六番一号）において交付する。
- 九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間
- 1 提出先
郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当
- 2 提出方法
持参又は郵送
- 3 受験願書の受付期間
平成十八年一月十三日（金）から同月二十日（金）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、平成十八年一月二十日までの消印のあるものは有効とする。
- 十 その他
詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五 一二三三 一四八三）に問い合わせること。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社坂本組
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市小原西七十二番地三
 - 3 代表者の氏名 古屋利三
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一三）第五二七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社吉沢工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町清里三千五百四十五番地
 - 3 代表者の氏名 吉澤和之
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一四）第七七二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社石川工務所
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市上谷三丁目六番二十五号
 - 3 代表者の氏名 石川津久夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第一〇〇八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 広元建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市秋山一万三千三十七番地
 - 3 代表者の氏名 藤本広元
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第二三三七号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月五日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大澤工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市天狗沢六百二十八番地
 - 3 代表者の氏名 大澤巨
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第二六七四号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十七年十月十三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年九月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 建築溝呂木
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市和見二百六十七番地
 - 3 代表者の氏名 溝呂木繁
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第四三三〇号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十七年十月十三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年九月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 井上設備工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町最勝寺千二百七十六番地五

- 3 代表者の氏名 井上茂樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第六五八三号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十七年十月十三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年九月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社タナカ設備
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町尾山三百二十三番地一
 - 3 代表者の氏名 田中三男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一七)第六六七八号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成十七年十月十三日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年九月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ソネット
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市若松町五番一号
 - 3 代表者の氏名 鈴木政孝
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第七六二八号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社甲斐路建設
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川大門町二千五百七十五番地一
 - 3 代表者の氏名 佐野勝人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第七七〇九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社新日本設備
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡田富町山之神三千六百十五番地十二
 - 3 代表者の氏名 藤田潤子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第七七五〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工

- 事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中村土木
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町河口百七十三番地
 - 3 代表者の氏名 中村勇名
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第七八六五号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年十月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社シー・ジェイ・マテリアル
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市上神内川千百七十三番地五
 - 3 代表者の氏名 鈴木寛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八〇八四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年十月十三日

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月五日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社オザワ金属
- 2 主たる営業所の所在地 韮崎市穴山町三ツ石八千八百五十八番地
- 3 代表者の氏名 小澤良明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第八四一五号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年十月十三日

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月十二日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 ナカ・コーポレーション
- 2 主たる営業所の所在地 東八代郡中道町右左口千六百五番地
- 3 相続人の氏名 中込靖晶
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一五）第八六〇三号
- 四 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年九月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年十月十三日

- 一 処分をした年月日 平成十七年九月五日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社ネットワーク
- 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町大八田千五百七十六番地二十七
- 3 代表者の氏名 金丸美奈子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八八六〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年八月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十七年十月十三日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦
大月市大月町花咲字宮ノ西四九〇の一、四九〇の三、四九〇の四、四九一の一、四九一の三、四九一の四、四九一の五、四九二の一、四九二の五、四九二の六、四九二の七、四九七の一、四九八の一、四九九の一、四九九の二、四九九の三及び四九九の四の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局大月建設部及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県大月市猿橋町殿上十五番地 佐藤葬祭株式会社 代表取締役 佐藤剛

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番